

広島県立福山若草園使用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

#### 広島県規則第九号

##### 広島県立福山若草園使用規則の一部を改正する規則

広島県立福山若草園使用規則（昭和五十三年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項及び第十五条」を「第五条第一項及び第二項、第七条第三項並びに第十七条」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 宿泊施設を使用しようとする者は、別記様式第二号による使用許可申請書を指定管理者に提出し許可を受けなければならない。

第五条第一項中「第七条第一号」を「第八条第一号」に改める。

第六条第一項中「別記様式第二号」を「別記様式第三号」に改め、同条第二項中「別記様式第三号」を「別記様式第四号」に改める。

第七条第一項中「第六条第二項ただし書」を「第七条第三項ただし書」に改める。

第八条中「別記様式第四号」を「別記様式第五号」に、「別記様式第五号」を「別記様式第六号」に改める。

別記様式第五号注1中「㊦」を「㊧」に改め、同様式を別記様式第六号とする。

別記様式第四号注1中「㊦」を「㊧」に改め、同様式を別記様式第五号とする。

別記様式第三号を別記様式第四号とし、別記様式第二号を別記様式第三号とし、別記様式第一号の次に次の一様式を加える。

様式第 2 号 (第 3 条関係)

使用許可申請書

平成 年 月 日

広島県立福山若草園指定管理者様

宿泊施設を使用したいので、次のとおり申請します。

申請者	住所	〒
	氏名	
期 間	年 月 日から 年 月 日まで(泊)	
利用者の別	小学校就学の始期に達するまでの者又は 奉仕活動の目的で利用する者 研修のために利用する者(就職していない者) 研修のために利用する者(就職している者) 福山若草療育園の入所者の3親等内の親族 計	人 人 人 人 人

注 1 不用の文字は、抹消すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。